

## 大阪公立大学阿倍野医学図書館医療従事者利用制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、大阪公立大学図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第2項の規定に基づき利用登録を行う医療従事者利用制度（以下「本制度」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本制度は、大阪公立大学（以下「本学」という。）の教育、研究に支障のない範囲で、大阪公立大学阿倍野医学図書館（以下、「図書館」という。）における図書及びその他資料（以下「図書」という。）を医療従事者に公開し、その生涯学習に貢献することを目的とする。

### (利用資格)

第3条 本制度を利用できる者は、次の各号の1に該当する者で、調査・研究を目的とする者とする。

- (1) 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県及び三重県に居住する医療の専門職にある者
- (2) その他阿倍野医学図書館長（以下「図書館長」という。）が特に認めた者

### (利用手続)

第4条 本制度の利用を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載して、図書館長に提出するものとする。

### (利用者カード)

第5条 図書館長は、利用を適当と認めたときは、利用者カードを交付する。

- 2 利用者カードの交付経費として2,000円を徴収する。
- 3 利用者カードの有効期間は、交付日から2年とする。
- 4 既に納付した利用者カード交付経費は還付しない。
- 5 利用者カードを紛失、破損により再発行する際には、再発行手数料1,000円を徴収する。

### (利用できる日及び時間)

第6条 図書館を利用できる日及び時間は、図書館の開館日、開館時間とする。

- 2 前項にかかわらず、本学の学習、教育及び研究の環境を維持するため、図書館長が必要と認める場合は、これを制限することができる。

### (利用の方法等)

第7条 利用者は、次に掲げる方法で図書を利用することができる。

- (1) 閲覧

(2) 複写

2. 図書及び施設、設備の利用方法及びその範囲については、図書館の定めるところによる。

(その他)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、図書館長が定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。